

平成23年産稲から生じる 「もみがらのくん炭」の取扱いについて

★★農家の皆様へ★★

平成24年2月

JAみどりの管内における平成23年産稲から生じる『もみがらのくん炭』の土壤改良資材としての利用が可能となりました。

※平成23年に実施した玄米の放射性物質調査で、放射性セシウムが不検出の地域が可能となりました。

○「玄米」と「もみがらのくん炭」の放射性セシウム濃度の比率(濃度比)は「10」です。玄米の放射性物質調査で不検出の場合は、「もみがらのくん炭」の放射性セシウム濃度は土壤改良資材の暫定許容値(400ベクレル/kg)以下になります。

○「もみがらのくん炭」以外の資材の取扱いについては裏面を参照願います。(※「もみがらのくん炭」と「米ぬか」は、気仙沼市、白石市、栗原市の一部地域で利用制限がありますので、注意願います)

【肥料・土壤改良資材の利用に関するお問い合わせ先】

■宮城県農林水産部農産園芸環境課	畑中・鹿野	022-211-2846
	大内・松原	022-211-2845
■宮城県北部地方振興事務所農業振興部		0229-91-0717
■宮城県美里農業改良普及センター		0229-32-3115

有機質資材の肥料・土壌改良資材としての利用の可否

区分	用途	利用の可否		暫定許容値等	備考
		大崎管内	県全体		
稲わら	土壌改良資材	○	○	400ベクレル/kg以下	
もみがら	土壌改良資材	○	○	400ベクレル/kg以下	玄米調査の結果に「3」を乗じることにより、放射性セシウムの濃度を推定し、利用可否を判断。
もみがらのくん炭	土壌改良資材	○	△	400ベクレル/kg以下	玄米調査の結果に「10」を乗じることにより、放射性セシウムの濃度を推定し、利用可否を判断。 ※白石市、気仙沼市、栗原市の一部地域で利用不可
米ぬか	土壌改良資材	○	△	400ベクレル/kg以下	玄米調査の結果に「8」を乗じることにより、放射性セシウムの濃度を推定し、利用可否を判断。 ※白石市旧腰河村は肥料単体として使用不可。
牛ふん堆肥	肥料	○(注)	○(注)	400ベクレル/kg以下	汚染稲わらを給与してない牛ふん堆肥のみ
バーク堆肥・木炭	土壌改良資材	○	○	400ベクレル/kg以下	製造業者による検査で、暫定許容値以下と確認されたものを利用する
腐葉土・せん定枝堆肥	土壌改良資材	×	×	400ベクレル/kg以下	農林水産省が生産・利用しないように要請
培土	水稲・園芸用育苗培土	—	—	400ベクレル/kg以下	製造業者による検査で、暫定許容値以下と確認されたものを利用する

(注) 原発事故後に収集された汚染稲わらが給与・利用されていない牛の排せつ物等を原料とした牛ふんに限り解除。県検査及び自主検査で暫定許容値を超過した堆肥の出荷・施用は引き続き利用しないように要請。